

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 CLUB JMSCA ITADAKI に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の活動に賛同する者を「CLUB JMSCA ITADAKI」として登録することを目的とする。

(登録)

第2条

- 1 CLUB JMSCA ITADAKIのメンバー（以下、単に「メンバー」という。）となるためには、次の要件を満たさなければならない。
 - ① 本協会の活動に賛同すること
 - ② 登録手続を完了すること
- 2 登録は年間を通じて受け付ける。
- 3 登録手続は、本協会のWeb登録システムにより行う。
- 4 登録期間は、登録日から1年間とする。
- 5 登録料は別途規定し、本協会所定の支払方法により支払うものとする。
- 6 メンバーには、メンバー番号を付与する。

(変更)

第3条 メンバーは、登録情報に変更がある場合は、所定の方法により本協会事務局に届け出なければならない。

(退会)

第4条

- 1 メンバーが退会を希望する場合は、所定の方法により本協会事務局に届け出るものとする。
- 2 メンバーが、本協会の規程等に違反した場合、メンバー資格を喪失し退会とする場合がある。

(個人情報の取扱い)

第5条

- 1 メンバーの個人情報は、メンバーであることの識別・確認、本協会からの連絡、各種サービスの提供のため利用し、それ以外の目的には使用しない。
- 2 その他、個人情報の取扱いについては、本協会個人情報保護及び取扱規程に準じる。

(規程改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の決議による。

付 則

- 1 平成30年9月8日 施行
- 2 平成31年3月2日 一部改定